

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様に安心・安全の物流環境を作るという企業理念のもと、株主、取引先、社員等のすべてのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しています。

今後も会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フューチャー株式会社	894,500	28.20
金澤 茂則	359,500	11.33
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	288,800	9.10
創歩人ホールディングス株式会社	205,000	6.46
株式会社SBI証券	109,300	3.45
遠藤 寛志	50,000	1.58
遠藤 史織	50,000	1.58
吉田 伸行	47,300	1.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	43,700	1.38
松岡 由里子	38,500	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

(注)1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 43,700株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
滝澤玲	他の会社の出身者													
緒方美樹	税理士													
渡辺彰敏	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝澤玲				同氏は上場会社の子会社において経理部門の取締役の経験を有しており、内部統制システム、コンプライアンス、リスク管理、財務・会計、業務など幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、当社との間で人的、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員と指定いたしました。
緒方美樹				同氏の会計・税務面及び企業の経営面全般に対する知見により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
渡辺彰敏				同氏の法務面の知見により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、当社との間で人的、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員と指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を定めております。
 監査等委員会は、当該使用人に職務の執行に必要な事項を指示することができ、指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。また、監査等委員会を補助する使用人の人事異動は、監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室と連携を図り、随時 内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行っております。
また、会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。
さらに、監査等委員会及び内部監査室並びに会計監査人は、定期的に情報連絡会を開催し監査情報の共有等実効性のある監査に向け相互に連携して活動を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	1	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、代表取締役社長と社外取締役である監査等委員3名で構成する任意の報酬委員会で協議のうえ、取締役会で決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

譲渡制限付株式報酬

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲の向上とともに、優秀な人材の確保のため、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しない為、記載しておりません。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定に関する方針について、各役員の職務等に応じた基本報酬等を支給することとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬を支給することとしております。なお、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、代表取締役社長と社外取締役である監査等委員3名で構成する任意の報酬委員会で協議のうえ、取締役会で決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とします。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は設定しておりません。ただし、今後設定する場合には改めて取締役会にて方針を決議いたします。

ハ. 非金銭報酬等

譲渡制限付株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(監査等委員会である取締役及び社外取締役を除く。)に対して導入しております。

ニ. 決定方法

取締役の個人別の報酬の決定は、代表取締役社長と社外取締役である監査等委員3名で構成する任意の報酬委員会で協議のうえ、取締役会で決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が期待される役割を果たすために、取締役会等重要な会議に関する資料の事前配布、必要に応じた個別直接の事前説明、十分な検討時間の確保等に配慮しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2021年9月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監査等を担う監査等委員である取締役が取締役会で議決権を行使できるなど、取締役会の監督機能を一層強化することが可能となるため、当社は監査等委員会設置会社を選択しています。経営環境の変化に対する意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を通じて、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ります。

内部統制に関する主要機関は、以下のとおりであります。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 金澤茂則が議長を務め、取締役である三浦英彦及び亀田尚克、監査等委員である社外取締役 滝澤玲、緒方美樹及び渡辺彰敏の取締役6名で構成されており、取締役会規則に基づき、経営上の重要な事項に関する討議及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行っております。当社では、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況及び業務推進状況の報告等を行い情報の共有を図っております。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員(社外取締役)滝澤玲、監査等委員(社外取締役)緒方美樹及び渡辺彰敏の3名(うち独立役員2名)で構成され、委員長は常勤監査等委員の滝澤玲が努めております。監査等委員会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合には、必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規則に基づき取締役会の意思決定の適法性並びに妥当性について協議するほか、常勤監査等委員から監査等委員に対して取締役の業務執行状況について報告を行い、監査等委員会としての意見を決定しております。また、監査等委員は定時取締役会並びに臨時取締役会といった重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監督を行っております。

監査等委員会監査は、常勤監査等委員を中心に年度監査計画に基づき実施し、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議し、取締役会等に対し指摘事項を勧告し、改善を図っております。

八. 経営会議

経営会議は、代表取締役 金澤茂則が議長を務め、取締役 三浦英彦及び亀田尚克、常勤監査等委員 滝澤玲、監査等委員 緒方美樹及び渡辺彰敏、執行役員 橋本修司及び柿野充洋、経理部長 飯野澄男で構成されており、原則として月1回開催しております。会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、各リスク等の把握・対策に努め、経営活動の効率化を図っております。

ニ. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る事を目的としてコンプライアンス管理規程を制定し、取締役会の直属機関としてコンプライアンス委員会を設けており、代表取締役 金澤茂則が委員長を務め、取締役 三浦英彦及び亀田尚克、常勤監査等委員 滝澤玲、執行役員 橋本修司及び柿野充洋で構成されております。コンプライアンス委員会はコンプライアンスに関する規程の施行にあたり必要となるガイドライン、マニュアルの作成、社内全体のコンプライアンスの教育の計画、管理、実施及び見直し等を行い、法令遵守の一層の徹底を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の当社の事業内容及び規模においては、管理・内部監査・内部統制を担当する取締役を除き、営業・製造の各部門には執行役員制を敷き経営と執行の分離を図る事、ならびに企業価値の増大に向けた意思決定・取組みに対し、監査等委員会および社外取締役による中立な立場での管理監督を行うために本体制を選択しております

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	総会の日程は、多くの株主にご出席いただけるよう配慮しており、引き続き集中日を回避する様に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページにて、公表しております。URLは、「 http://www.logizard.co.jp/ir/policy/ 」 https://www.logizard.co.jp/ir/ 」です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が事業内容及び業績などの説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が事業内容及び業績などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIR専用ページ(https://www.logizard.co.jp/ir/)にて、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ロジザードグループ行動規範において、社会規範の遵守及び反社会的勢力との関係断絶をはかり、ステークホルダーの信頼を得られるよう企業活動の規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範において、ステークホルダーに対して会社情報を適時・適切に開示する事を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a - 1 コーポレートガバナンス

- (a) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (b) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (c) 監査等委員会(会)は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査基準」に則り、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の適正性を監査する。

a - 2 コンプライアンス

- (a) 当社は、当社及び子会社が遵守すべき企業理念の確立、並びに法令・定款及び社内規程の遵守のため「ロジザード行動規範」を定め、全ての取締役及び使用人における行動指針とする。取締役は率先垂範するとともに、使用人へ遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより行動規範の周知徹底を図る。
- (b) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の充実に努める。また、不正行為等が発生した場合は、原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行うとともに、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (c) 当社の内部監査室は、当社の各部門及び子会社における法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を定期的に行い、その結果を社長、監査等委員会及び取締役会へ報告し、問題点の把握・指摘並びに改善策の提言・指導を行う。
- (d) 当社は、社外取締役を通報窓口とする内部者通報制度を制定し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、使用人が通報できるものとし、当社グループにおける法令・定款、行動規範及び社内規程等の違反又はその恐れのある事実の早期発見に努める。また、内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

a - 3 財務報告の適正性確保のための体制整備

販売管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種管理規程、与信限度額の設定やリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総合的かつ個別的に管理する。
- (b) 前項で認識されたリスクは、少なくとも年1回は取締役会においてリスク顕在化の可能性、当社事業への影響の再確認を行う。また、同取締役会において、事業環境の変化等により新たなリスクが発生していないかを確認し、発生している場合は担当者を決定し、前項に定めるリスク管理体制及び管理手法の整備を行わせる。
- (c) 当社は各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会・経営会議等で情報の共有を図り、当社及び子会社からなるグループ一体となったリスクの把握及び管理を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施する。
- (d) 必要に応じ、顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定期的開催する取締役会で、経営に関する重要事項について、社長・監査等委員会に報告し、経営会議で審議の上、取締役会へ付議し、改善推進を行う。また、取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (b) 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行状況の妥当性・効率性の監督を行う。

e 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ全体での企業価値向上のため、当社は、当社及び子会社における経営の健全性及び効率性の向上を推進する。そのため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人を必要に応じて子会社へ派遣するとともに、当社内にその主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- (b) 主管部門は、子会社の業務の適正性確保のために特に重要な事項については、社長・監査等委員会に報告し、当社の経営会議での審議

の上及び、取締役会への付議し、改善推進を行う。また、子会社の適正な業務遂行を確認するために、定期的に当社内部監査室による監査を実施し、その結果を社長・監査等委員会及び取締役会へ報告し、問題点の把握・指摘並びに改善策の提案・指導等を行う。

f 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制

f-1 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査等委員から請求があった場合は、監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人を配置する。
- (b) 監査等委員を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては監査等委員に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事考課は監査等委員会が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査等委員会の同意を必要とする。

f-2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。
- (b) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員(会)に報告する。
- (c) 監査等委員は、その職務遂行上必要と判断した事項について、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に報告を求めることができる。また、監査等委員は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (d) 監査等委員に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。
- (e) 監査等委員と監査等委員でない取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施する。監査等委員は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時 内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行う。また会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携を図る。また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き、情報交換を行うなど、連携を図ることができる。
- (f) 監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。社内体制としては、管理部が反社会的勢力に係る諸事項を所管する部署とし、実務上は「反社会的勢力対策規程」を整備し、研修や会議等を通じて周知徹底を図っております。また、取引先が反社会的勢力である事が判明した場合には契約を解除できるよう、全ての取引契約において、“反社会的勢力排除条項”を設けております。

外部組織との連携に関しては、2016年10月には当社における不当要求防止責任者(取締役管理部長 三浦英彦)を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレートガバナンス体制

次のコーポレートガバナンス体制模式図及び適時開示体制の概要(模式図)を参照ください。

